

世界の先住民族の国際デーに向けて声明

2021/08/06

国連人権高等弁務官事務所

8月9日の世界の先住民族の国際デーに向けて、先住民族の権利に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。先住民族はCOVID-19により一層深刻な困難に直面しており、復興対策でさえ彼らに悪影響を及ぼしている。経済復興対策は先住民族と彼らの土地、環境を犠牲にして、ビジネス活動の拡大を優先・支援している。世界中でCOVID-19パンデミックは、政府が先住民族と適切な協議なく大規模プロジェクトを推進するために利用されている。こうした状況をさらに悪化させないよう、各国政府に対し、復興対策の企画・実施に先住民族の代表・指導者・伝統的権威者を含めるよう求める。この国際デーに際しあらためて、COVID-19パンデミックへの対応における先住民族の回復力と自決の権利の行使を確認したい。各国政府にはまた、先住民族自身による解決に対する支援を強化し、彼らの自決権と土地をCOVID-19復興対策の中核に据えることも求めたい。

人種差別撤廃委員会第 104 会期開幕

2021/08/09

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 104 会期が開幕した。8 月 25 日までバーチャルで開催される会期中には、レバノンの第 23・24 次合併報告書の審査が行われる。会合の様子はインターネット配信される (<https://media.un.org/en/webtv/>)。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、アフリカ人とアフリカ系の人々の人種的正義・平等に関する人権高等弁務官の報告書の結論は、各国政府は人種的正義・平等に関する行動を加速するために一層強い政治的意思を示さなければならないというものであったと述べた。また、人権理事会が法執行・刑事司法制度でアフリカ人・アフリカ系の人々が直面する制度的人種主義を検証するための国際的独立専門家機関を創設したこと、理事会は高等弁務官事務所に対し、監視活動を強化・拡大するよう求めたことに言及した。さらに、高等弁務官の報告書実現のために、数か月内に小規模なチームが活動を開始する予定であると述べた。

警察の残虐行為の中止を求める共同声明

2021/08/11

国連人権高等弁務官事務所

3名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。平和的な抗議者、ジャーナリスト、移住者、気候変動活動家、人権活動家、先住民族等に対する警察の過剰な力の行使や残虐行為等が確実に増えていることに我々は繰り返し懸念を示してきた。法執行官による力の行使は、合法性、必要性、比例性、予防措置の条件を満たさなければならない。各国政府には、諸原則に従い法執行官による力の行使を規制し、効果的な違反防止措置を講じ、被害者と家族にジェンダーに敏感な救済・リハビリを提供する国際的な義務がある。また、恣意的殺害・強制失踪・拷問・虐待の全ての苦情を調査し、奨励・扇動・命令・容認・黙認・同意・実行した者の責任を追及する義務を負う。さらに、制度的・政治的に独立した苦情申立・監視機関を設置すべきである。国家機関と法執行官の信頼性・合法性・清廉性こそ平和・公正・持続可能な社会の価値であり、民主主義と法の支配の基礎である。

一方的制裁による発展の権利への悪影響を憂慮する共同声明

2021/08/11

国連人権高等弁務官事務所

4名の独立専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。一方的強制措置のために世界中で多くの人々が、自国の経済発展と自身の発展を含む発展の権利を否定されている。一方的制裁を課す国々に対し、法の支配と発展の権利を含む人権が影響を受けまいよう、制裁を撤回し、少なくとも最小化するよう求める。一方的制裁を目的とする制裁・二次制裁・民事制裁・刑事罰の域外適用は、制裁の対象社会の個人や企業、第三国の国民や企業、人道機関、人道支援のドナーや被支援者に過剰な法令遵守を引き起こし、悪影響をもたらす。制裁は国と人々の発展を阻害し、グローバル化する世界では全ての人に害を及ぼす。そして、国民全体の健康維持を一層困難にし、経済発展に必要な物資の輸送を阻み、その結果、天然資源の浪費を引き起こし、環境の持続可能性、SDGsの達成を妨げる。一方的制裁が課されると、あらゆる国の発展に不可欠な活動が被害を被る。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2021/08/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 26 会期が 8 月 16～20 日に、対面とバーチャルを組み合わせた形で開催される。会期中には、最新デジタル技術と人権、人権機関における女性の代表レベルの現状、世界の人種的平等の状況、テロが人権享受にもたらす悪影響等、多くの人権テーマが討議される。また、人権理事会に提出する調査の提案、今後の活動等についても討議が行われる。これらについて 8 月 17 日は NGO とのバーチャルでの会合が行われる予定である。諮問委員会は人権理事会のシンクタンクとして 2008 年に設立された。理事会の要請を受けて研究と調査に基づいた助言を行うことを任務とし、年 2 回会合を開く。18 人の独立専門家で構成され、中井伊都子さんも 2022 年までの任期で委員を務めている

監視技術の販売の一時中止を求める共同声明

2021/08/12

国連人権高等弁務官事務所

特別報告者3名と作業部会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。監視技術と取引の分野を人権フリーゾーンとして許すことは極めて危険で無責任なことである。高機能の侵入ツールが人権活動家・ジャーナリスト・政敵を監視・脅迫し沈黙させるために用いられていることを深く憂慮する。こうした行為は表現の自由・プライバシーの権利を侵害し、多数の個人の生活を脅かし、報道の自由を危うくし、民主主義・平和・安全・国際協力を損なうものである。人権を侵害するためにそうした技術の使用を望む政府等に企業が販売・提供しないよう確認することは政府の義務である。監視技術が人権に与える危険性について、我々は近年繰り返し警告を発してきた。改めて国際社会に対し、監視技術が人権に与える悪影響を防止・緩和・救済するために確固とした規制枠組を発展させ、それまでは販売と提供を一時中止するよう求める。

障がい者権利委員会第 25 会期開幕

2021/08/16

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 25 会期が開幕した。9 月 14 日までオンラインで開催される会期中には、ジブチとフランスの報告の審査が行われる。開幕の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、障がい者権利条約を最近ボツワナとウズベキスタンが批准し、選択議定書をジョージアとサントメ・プリンシペが批准したことにより、それぞれの締約国は 184 か国、99 か国になったと報告し、これを歓迎した。また、パンデミックの中で、障がいの人権モデルと条約の国内実施に関する活動には進展がみられないが、障がい者の施設収容の中止に関する第 7 回オンライン地域協議の開催等の取組みを委員会が行っていることに感謝の意を述べた。委員長は、前会期終了後に参加したオンラインイベントについて報告し、また、委員会が欧州評議会にオビエド条約(欧州生物医学条約)追加議定書草案の撤回を求めるプレスリリースを 5 月 28 日に公表したことに言及した。今会期中の公開の会合はウェブで視聴可能である (<https://media.un.org/en/webtv/>)。

#WeThe15 キャンペーン

2021/08/17

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所スポークスマンが声明を公表した。内容は以下のとおり。今週木曜日、障がい者のエンパワーと人権向上のためのグローバル 10 年キャンペーンの開始を記念して、ジュネーブの欧州国連本部と各地の 125 以上のランドマークが、国際的に障がいのカラーである紫色にライトアップされる。東京パラリンピックに先立ち開始される #WeThe15 キャンペーンは、障がい者に対する差別をなくすことを目指し、一層の可視化、包摂、施設・サービスの利用の容易さのための世界的な運動である。障がい者は 10 億人以上、世界人口の 15% を占めている。#WeThe15 は、スポーツ、人権、政策、ビジネス、文化、エンターテインメントの分野の国際団体の大きな連帯である。今後 10 年にわたり、#WeThe15 諸団体は、世界最大の周縁化されたグループのために変化をもたらすべく政府・企業・一般市民とともに活動するであろう。

ポスト 2020 生物多様性枠組草案に関する声明

2021/08/19

国連人権高等弁務官事務所

10月に中国(昆明)で討議されるポスト 2020 生物多様性枠組草案について、人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。草案は、2030年までに地球の少なくとも 30%を保全すること等により 2050年までに自然と共生する世界の実現を目指すものである。保全分野を 30%に拡大することは生物多様性保護のために不可欠であるが、達成のために先住民族その他の農村の人々の人権が犠牲にされることがあってはならない。先住民族、アフリカ系の人々、地方コミュニティ、小作農、農村の女性・若者の権利への特別な留意が必要であるが、現在の草案では適切な対処がなされていない。草案は、全ての人権が健全な生物圏に左右されるという基本的な事実を見過ごし、人権への言及がない。各国政府は草案を修正し、保全・回復の全ての行動において人権に基づくアプローチを必須とし、生物多様性の恩恵を共有することを保障しなければならない。

人権理事会諮問委員会第 26 会期閉幕

2021/08/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 26 会期が閉幕した。会期中には次の 4 つのテーマが討議された。すなわち、①人権機関・メカニズムにおける女性の代表レベルの現状—ジェンダーバランスの確保、②人権の促進・保護に関する最新デジタル技術の影響・機会・課題、③テロが人権享受にもたらす悪影響、④人種的平等に向けて一状況評価の適切な方法・手段に関する諮問委員会の調査、である。4 つの報告書は人権理事会第 48 会期(9 月 13 日～10 月 8 日)に提出される。また、今後の調査テーマとして次の 4 つを理事会に提案することが決定された。すなわち、①パンデミックと人権—将来のための教訓、②学問の自由と研究の流動性の保護—パンデミックから得た教訓、③気候保護技術と人権、④移住者の人権に悪影響をもたらす実行、である。さらに、軍事分野における最新技術と人権、国際裁判における経済的・社会的・文化的権利、高齢者の権利に理事会の留意を求めることも決定された。

宗教・信条に基づく暴力犠牲者国際デーに向けて共同声明

2021/08/20

国連人権高等弁務官事務所

8月22日の宗教および信条に基づく暴力行為の犠牲者を記念する国際デーに向けて、多くの人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。この国際デーの制定決議が2019年国連総会において採択されて以来、宗教・信条的少数者、LGTI コミュニティに対するオンライン・オフラインでの憎悪が驚異的に高まっている。とりわけ女性と少女が影響を受けている。こうした傾向は前例のないパンデミック、法の支配と人権の尊重の後退、人為・自然災害の影響で悪化している。生命・尊厳・権利に対する攻撃を正当化し、また、批判や反対意見を抑圧し、法の支配・平和・民主主義の原則を損なうために、宗教・信条等を利用することは許されない。各国政府と国際社会は、平和的・公正・包摂的な社会の促進の確保、不処罰への対処、救済・支援・リハビリの発展・実施のためにあらゆる適切な措置をとるべきである。社会全体の関与と宗教・信条・政治の指導者の役割も重要である。

人種差別撤廃委員会第 104 会期閉幕

2021/08/25

国連人権高等弁務官事務所

8月9日からオンラインで開催されていた人種差別撤廃委員会第104会期が閉幕した。今会期ではレバノンとオランダの報告が審査され、それぞれに対する総括所見が採択された。また、コロンビア、エルサルバドル、リトアニア、ウズベキスタンに関するフォローアップ報告書が検討され、インドに関する定期報告に先立つ事前質問事項が採択された。さらに、早期警戒緊急行動手続に従って関連する情報が検討され、4か国に関する5つの書簡が送付された。加えて、人種的正義に関する人権高等弁務官の報告書が検討され、独立専門機関と委員会の協力に関する提案を検討することが決定された。第105会期は11月15日～12月3日に開催され、バーレーン、ボリビア、デンマーク、シンガポール、スイス、タイの報告が審査される予定である。移動と健康状況が改善されれば、ジュネーブでの対面開催となる可能性もある。

強制失踪の被害者のための国際デーに向けて共同声明

2021/08/27

国連人権高等弁務官事務所

8月30日の強制失踪の被害者のための国際デーに向けて、強制・非自発的失踪作業部会と強制失踪委員会の委員が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。政府は、強制失踪を全体的にさらに防止するために、強制失踪と社会権とのつながりをもっと理解すべきである。強制失踪は、失踪者・家族等の社会権を含むあらゆる権利を侵害する複雑な犯罪である。社会権の効果的な保護の欠如が強制失踪の要因にもなっている。貧困者は強制失踪の被害を受けやすく、被害者は最も周縁化されている人々である。教育にアクセスできず、貧困状態であったり、路上生活する子どもたちは、誘拐後に兵士にさせられたり、搾取目的で人身取引される危険性が高い。政府はまた、捜査・取調べの過程で被害者の社会権に強制失踪が与える多角的な影響に留意すべきである。さらに、強制失踪の社会的・経済的・文化的影響によって付加される苦悩がないよう必要な措置をとるべきである。